

この年報の見方

一 年報の内容

この年報は、地方公共団体から報告された平成17年度決算額（普通会計及び公営事業会計）を中心として、地方財政に関する主な統計資料等を集録したものであり、第1部 総括、第2部 平成17年度普通会計決算の状況、第3部 平成17年度公営事業会計決算の状況及び第4部 その他参考資料から構成されている。

二 調査団体の範囲

1 普通地方公共団体

都道府県、大都市、中核市、特例市、大都市、中核市及び特例市以外の都市及び町村

2 特別地方公共団体

特別区（東京都内の23区）及び一部事務組合

三 調査期日

1 普通会計 平成18年5月31日現在

2 公営事業会計 平成18年5月31日現在（ただし、地方公営企業法適用の会計は平成18年3月31日現在）

四 会計の区分

地方公共団体の会計には、一般会計のほかに多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていないので、この年報における会計の区分は、次のとおりとする。

1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、普通会計の中で、公営事業に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱っている。

2 公営事業会計

(1) 公営企業会計とは、次に掲げる事業に係る会計をいう。

ア 水道事業（簡易水道事業を除く。）

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業（路面電車事業、軌道事業、鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

ク 病院事業

病院とは、医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取り扱い、一般行政上の目的から経営しているもの、例えば大学附属病院、独立の伝染病院等で法非適用分については、病床数の如何を問わず、病院事業として取り扱っていない。

ケ 市場事業

コ と畜場事業

サ 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業（ロープウェイ、スキー・リフト等）、その他観光事業）

シ 宅地造成事業（住宅造成事業、臨海土地造成事業、その他造成事業）

ス 下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業）

セ 有料道路事業（観光地有料道路事業を含む。）

ソ 駐車場整備事業（観光地駐車場整備事業を含む。）

タ 介護サービス事業

(2) その他の公営企業会計

その他の公営企業会計とは、(1)及び(3)から(9)までに掲げる事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計をいう。

(3) 収益事業会計

収益事業会計とは、競馬、自転車競走、モーター・ボート競走、小型自動車競走及び宝くじの各事業に係る会計をいう。

(4) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計とは、市町村が行う国民健康保険に係る会計で、国民健康保険事業勘定及び国民健康保険直営診療施設勘定（病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業としている。）をいう。

(5) 老人保健医療事業会計

老人保健医療事業会計とは、老人保健法により市町村が行う老人保健医療事業に係る会計をい

う。

(6) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業(地方自治法第244条の2第8項に基づき「利用料金制」をとるものは除く。)については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(7) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

(8) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、都道府県及び市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

(9) 公立大学附属病院事業会計

公立大学附属病院事業会計とは、都道府県及び市町村が設置する大学の附属病院事業に係る会計をいう。

主な用語の意義等

- 1 「都道府県決算額（総額）」とは、全都道府県の決算額の単純合計額である。
- 2 「市町村決算単純合計額」とは、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村及び一部事務組合の決算額の単純合計額である。
- 3 「市町村決算額（市町村純計額）」とは、市町村決算単純合計額から、一部事務組合と一部事務組合を組織する市町村（特別区を含む。）との間の相互重複額を控除した額である。したがって、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村及び一部事務組合の合計額は、市町村決算額（市町村純計額）と一致しない場合がある。
- 4 「純計決算額」とは、都道府県決算額と市町村決算額との単純合計額から地方公共団体相互間における重複額を控除した額である。したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は、純計決算額と一致しない場合がある。
- 5 「大都市」とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。
- 6 「中核市」とは、函館市、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市、堺市、高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市をいう。
- 7 「特例市」とは、八戸市、盛岡市、山形市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、呉市、久留米市及び佐世保市をいう。
- 8 「都市」とは、大都市、中核市及び特例市以外の市をいい、「中都市」とは、都市のうち平成18年3月31日現在の行政区域における平成17年国勢調査報告による人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは、人口10万人未満の市をいう。
- 9 「一部事務組合」とは、都道府県・市町村または特別区が、その事務等の一部を共同処理するため設ける組合のことであり、特に断りのない限り、普通会計に係るものである。
- 10 「一般財源」とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額をいう。
なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。
- 11 「一般財源等」とは、前記10に掲げる一般財源に一般財源と同様に使用される財源を加算したものと/or/いう。
- 12 各表の計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- 13 各表の記号は、次のとおりである。
— 皆無（該当なし） 0 単位未満 △ 負 数 … 不 明